

# 高知市と〇〇〇〇〇学校とのインターンシップの実施に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇学校（以下「乙」という。）とは、インターンシップの実施に関し、次に定める条項により協定を締結する。

## （目的）

第1条 甲乙間で行うインターンシップ（以下「インターンシップ」という。）は、甲が乙の派遣する学生（以下「学生」という）を受け入れ、当該学生に行政実務を体験させることにより、乙の設置科目である「〇〇実習」の履修と職業意識の醸成を図り、併せて行政に対する理解を養うことを目的とする。

## （実習実施）

第2条 甲は、前条の規定により派遣される学生（以下「インターンシップ生」という。）を受け入れることとし、あらかじめ甲が定めたプログラムに則した実習を実施するものとする。

## （服務等）

第3条 インターンシップ生は、実習期間中においては甲の定める服務に関する規則等に従うものとする。

## （実習経費）

第4条 実習実施に必要な旅費等の経費については、インターンシップ生の負担とする。ただし、市の有する施設及び備品等を利用する際に要する経費については、甲の負担とする。

## （守秘義務）

第5条 インターンシップ生は、実習期間中に知り得た甲の業務上の秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、実習期間終了後も同様とする。

## （賠償責任）

第6条 インターンシップ生が、実習期間中に起こした対人・対物損害については、当該インターンシップ生の加入保険（学生教育研究災害傷害保険、インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険）により弁済することとし、事案が発生した場合は、乙が誠意をもって解決にあたるものとする。

(実習の打ち切り)

第7条 甲は、インターンシップ生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに実習の打ち切りを行うことができるものとする。

- (1) 正当な理由がなく、所定の期日に実習事務に従事しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、プログラムに則した実習を実施する見込みがないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この協定条項に違反し、この実習の目的を達成することができないとき。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定書の履行に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 高 知 市  
代 表 者 高知市長

乙 ○○○○○○○○○○○○○○  
学校法人 ○○○  
○○○○○学校  
学 校 長 ○ ○ ○ ○